

梢水

右の執照は存留在船通事鄭傑等に付し、此れに准ぜしむ

成化四年（一四六八）八月十五日

執照

注\*この入貢については『明実録』成化五年二月戊申の条に記事がある。

(1) 文憑 文引、関引等と同様、官より支給される通行許可証をいう（『明史食貨志訳註』六五〇頁）。また任官の証明書として朝廷から与えられる辞令（宣勅）をさすこともある。

1-28-04

世子尚円の、謝恩のため長史蔡璟等を遣わす執照

(一四七〇、九、七)

琉球国中山王世子尚円、見げんに謝恩等の事の為にす。

官員・人役等を差遣し、智字号の、今、地字一百三十七号を給する海船一隻に坐駕せしむ。

姓名は後に開しよす 赴京の

長史一員 蔡璟

使者三員 吳司馬 益周間 宋璧

通事一員 梁応

人伴二十一名

存留在船通事一員 蔡璋

火長 陳浩

管船直庫 質周

梢水共に三百六十六名

右の執照は存留在船通事蔡璋等に付し、此れに准ぜしむ

成化六年（一四七〇）九月初七日

執照

注(1) 陳浩 生没年不詳。久米村陳氏（仲本家）二世。のち暹羅国に使用する（『家譜(二)』四八六頁）。

1-28-05

国王尚円の、進貢のため使者闍那等を遣わす執照

(一四七三、九、三)

琉球国中山王尚円、見げんに進貢等の事の為にす。

今、使者闍那を遣わし、同差の使者王達魯等と、共に表文一通を齎しむ。及び礼字号海船一隻に坐駕して馬一十四・硫黄一万五千斤を装載し、京に赴き進貢す。所よ抛りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して便ならざるを恐る。王府、

除外に今、地字一百六十三号半印勘合執照を給して存留在船通事高弼等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅候して使ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す 赴京の

使者三員 闍那 益沙美 倪始

通事一員 梁徳

人伴一十一名

存留在船通事一員 高弼

火長 鄭文生

管船直庫 亜他那

梢水共に一百六十一名

右の執照は存留在船火長鄭文生等に付し、此れに准ぜしむ

成化九年（一四七三）九月初三日

進貢等の事 執照

1-28-06

國王尚円の、補修を受けた船隻を回航するため使者馬勘比等を遣わす執照（一四七四、九、三）

琉球国中山王尚円、見<sup>げん</sup>に船隻を補造する事の為にす。

今、使者馬勘比・通事梁<sup>い</sup>沢を遣わし、本国の謝恩の恭字等号海船に順搭して福建の泊船の拠<sup>とこ</sup>所に前往し、欽<sup>ちん</sup>准もて補造せる遭風の寧字号船隻を管駕して回国し、進貢に預備せしむ。今差去する人員は、別に文憑無くば誠に所在の官司の盤阻して使ならざるを恐る。王府、除外に今、地字一百八十号半印勘合執照を給して通事梁沢等に付し、収執して前去せしむ。如し経過の関津把隘の去処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、即便に放行し、留難して因つて遅候して使ならざるを得しむる母れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

使者一員 馬勘比

通事一員 梁沢

右の執照は使者馬勘比・通事梁沢等に付し、此れに准ぜしむ

成化十年（一四七四）九月初三日

船隻を補造する事 執照

注（一）梁沢 久米村吳江梁氏（亀嶋家）の家譜（『家譜（二）』七五